

障害を理由とする差別を禁止する法制に関する意見

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

代表 山田 優

横浜市中区本牧町 1-120

1) 障害のある人たちが希望する暮らしをかなえるために入所施設や病院からの地域移行がすすめられ、障害のある人たちが地域で暮らすことが増えている。その暮らしの場である障害者グループホームの入居者数は7.5万人を超え（H24.4）、障害のある人たちが地域で暮らす時の重要な生活の場となっている。

グループホーム設置にあたっては、地域の中にグループホームとして使用する建物の確保が必要となるが、グループホーム設立時に近隣住民からの反対を受けて設立が困難になることがしばしば全国にある。

以前は国庫補助を受けるにあたって地域の同意を求めることを条件とされていたが、障害のある人たちが生活する場をつくるのに近隣住民の同意を求めなければならないことはおかしいのではないかとの関係者からの働きかけがあって、同意書は必要ないとの考えに変更された。しかし、自治体によっては、いまだに同意を求めることを条件としているところもあると聞いている。

グループホームは障害のある人たちの「住まい」であり、障害のある人たちも一般の人たちと同じく地域の中で普通の暮らしを営む権利を有している。住宅の確保ができない状況があることから、差別禁止法において一定の指針をつくる必要があると考える。

障害や障害者等に対する無理解、予断と偏見に基づくグループホーム設置反対や様々な開設条件を求めることは人権侵害であり、そのような場合には、行政は毅然とした対応をおこない、グループホーム設置を積極的にすすめることを法でうたうべきである。

2) 障害のある人たちが地域の中で制約を受けることなく、普通に暮らせるようにするために、グループホームは「住宅」として位置づけることが必要である。

現状では、法によってグループホームの位置づけは異なり、自立支援法では住宅として位置づけられているが、消防法ではグループホームは社会福祉施設として位置づけられている。障害のある人たちを火災から守るために設備を整えることは必要と考えるが、そのためにグループホームを社会福祉施設としなければならないのはおかしい。

法によってグループホームの位置づけが異なることは修正しなければならないと考える。障害者が暮らす場は住宅として位置づけた上で、さらに障害のある人たちが火災から守られて安全に暮らせるよう、関係する法の趣旨を、排除・隔離ではなく共生・融和と安心を推進するよう修正するべきである。